

お買物バス事業「あいネット号」実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、中山間地に居住するひとり暮らし高齢者等で、買物に不便を感じている人を、最寄りのスーパーマーケットまで送迎するお買物バス事業「あいネット号」(以下「事業」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が地域ボランティアの協力を得て実施するものとする。

(利用者)

第3条 この事業を利用できるのは、大沢野・大山・八尾・細入・山田地域などの中山間地に居住するひとり暮らしや高齢者だけの世帯又は障害者だけの世帯で、次の各号に該当し、市社協会長が必要と認めた人とする。

(1) 介護保険制度や障害者総合支援法でのサービス、家族の援助などが受けられず、自力で買物することが極端に制限される人。

(2) その他、市社協会長が特に必要と認めた人

(事業内容)

第4条 この事業は、月2回曜日を定め、利用者の自宅又は市社協の指定する場所と最寄りのスーパーマーケットの間を送迎し、利用者が自由に買物できるよう支援する。

2 地域ボランティアは、利用者に同行し、移動中の安全確保や買物の補助、荷物の運搬などを行う。

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする人は、お買物バス「あいネット号」利用申請書(様式第1号)を市社協会長に提出しなければならない。

(決 定)

第6条 市社協会長は、前条の規定によりお買物バス「あいネット号」利用申請書が提出されたときは、その必要性を検討したうえで、利用の適否を決定し、その旨をお買物バス「あいネット号」利用(決定・却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(利用料)

第7条 この事業の利用料は、無料とする。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市社協会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年11月 1日から施行する。